

## 5歳から11歳のコロナワクチン接種「努力義務」への変更の中止を求める 意見書案

報道によると、8月29日厚労省の専門分科会において、5歳から11歳へのファイザー製の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種が正式に承認され、30日に厚労省で承認された。合わせて、接種勧奨から保護者の努力義務への変更も、9月閣議決定される見通しである。

5歳から11歳の子どものワクチン接種を巡っては、オミクロン株への効果や安全性に関するデータが集まってきたとして今回の決定がなされているが、同年齢の子どもたちについては、以下のような知見も報告されている。

- ・コロナに感染しても、多世代に比べ比較的軽症で終わる場合が多いこと。
- ・コロナワクチンの中長期の安全性が不明なこと。
- ・10代未満、10代、20代、30代は、コロナワクチン副反応疑い死亡者数と重篤者数の合計が、コロナ感染症での死亡者数と重症者数の合計よりも多いこと。

にもかかわらず、保護者に接種の「努力義務」を課すことで、同調圧力などが働き、十分な検討がないままコロナワクチンを接種する子どもが大幅に増える可能性があることが懸念される。子どもへのコロナワクチン接種は、命や健康に関わることであり、メリット、デメリットを十分考慮した上で、慎重に判断されるべきと考える。

以上のことから、以下2点を強く求める。

### 記

1. 5～11歳のコロナワクチン接種については、「努力義務」とせず、これまでどおり「接種勧奨」に留めること。
2. 国においては、コロナワクチンの感染予防効果に加え、ワクチン副反応疑いなどの情報を丁寧に広報し、当事者や保護者がコロナワクチン接種について、冷静に判断して自己決定出来るようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月2日

市議会議長

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 へ